

変更申込費用例（下表の費用には、消費税は含まれておりません。）

	申込例	費用
変更申込時に要する費用例	設計変更 性能試験立会なし	受付手数料:20,000 円 計 20,000 円
	型式略号追加(6 型式) 性能試験立会あり	受付手数料:20,000 円 認証審査料:30,000 円(5,000 円×6 型式) 登録事項変更手数料:10,000 円 試験立会料:50,000 円 計 110,000 円
	品質確認実施工場追加 工場調査あり	受付手数料:20,000 円 登録事項変更手数料:10,000 円 工場調査料:50,000 円(抜取検査方式) 計 80,000 円
	OEM 登録に関する 型式略号追加(3 型式)	受付手数料:20,000 円 認証審査料:0 円(「OEM 供給元」で既に審査済のため) 計 20,000 円
	その他	サンプル品の試験立会・工場調査等のセンター職員の出張旅費(規定に基づき算出)

注 1) 上表内の費用例は申し込みの内容によって異なる場合があります。詳細に関しては、認証に係る費用規則（JWWA-H108）を参照して下さい。

注 2) 2024 年 3 月 12 日時点での認証に係る費用規則に基づき算出しています。

2 認証の申込について

2-1 認証の申込み

認証登録に関するご相談、認証の申込みは、センター、大阪支所品質管理課及び各検査事業所（東京、愛知）で受け付けています。

2-2 認証登録までの流れ

認証登録したい製品の認証登録までの流れを「認証の業務フロー」に示します。

認証登録の申込みに必要な書類及びその部数は、本手順書の「3 申込者(認証取得者)の提出書類および提出部数」及び「4 申込書作成例」をご参照下さい。

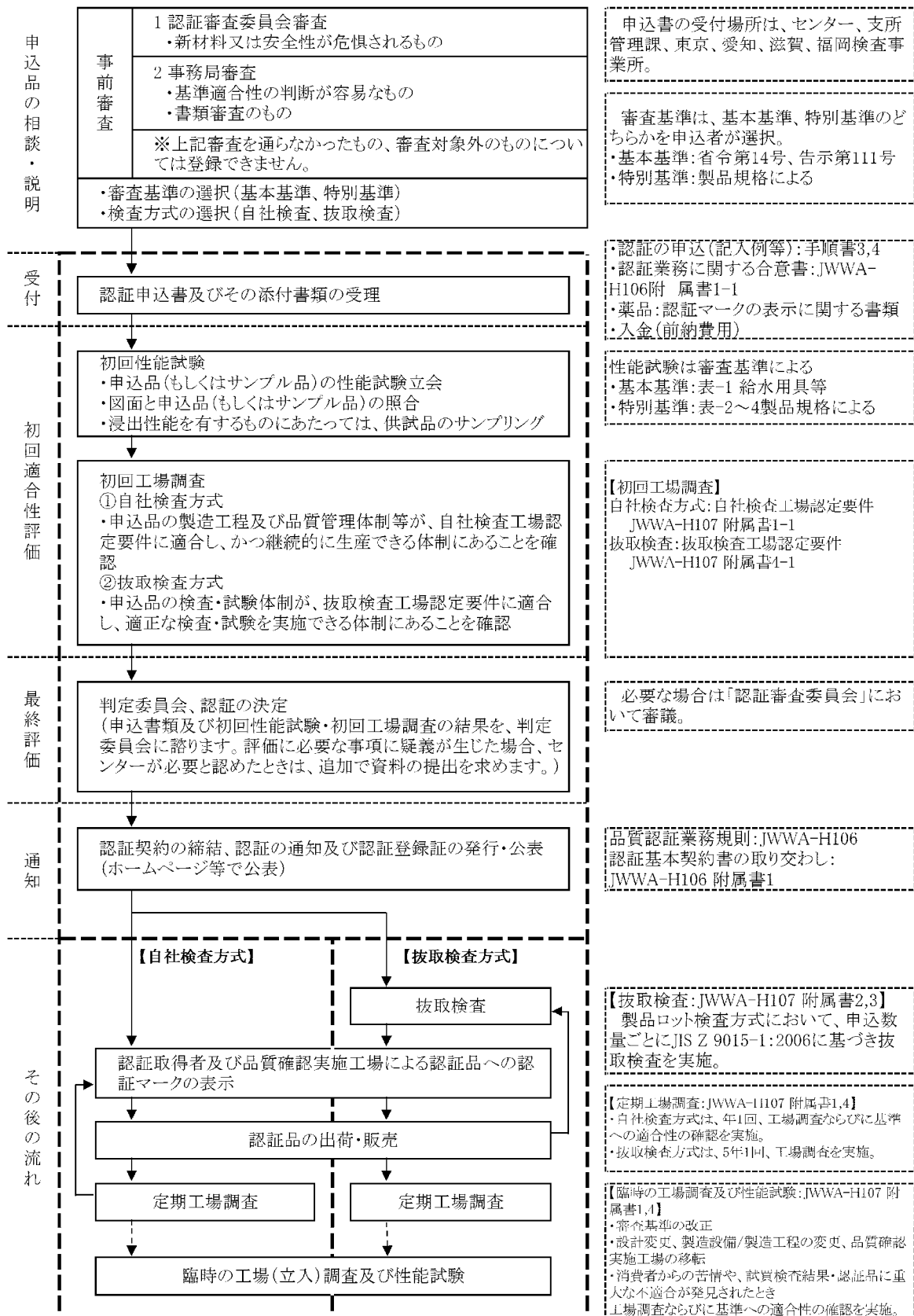
2-3 認証申込の取扱(認証登録区分)

認証登録したい製品は、センターが定める認証登録区分(表 1 から表 4)ごとに受け付け、区分は次の各号によります。

なお、認証登録した製品は、この区分ごとに認証登録番号を付します。

- 1) 給水管及び給水用具で基本基準によるものにあつては、認証登録区分別、種類別、性能区分別、材料区分別及び構造の内容の違い別とします。
- 2) 給水管及び給水用具で特別基準によるものにあつては、規格番号別、呼び径の括り別及び規格番号別の性能に仕様書を付加した製品別とします。
- 3) 資機材等及び薬品等にあつては、資機材等及び薬品等による区分、規格番号別、種類別及び用途別とします。

認証の業務フロー



※認証取得までの期間:約4~5ヶ月(申込内容によって前後します。)

表-1 給水用具等(基本基準)

区分 1)種類 2)性能(耐圧、浸出、耐寒、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐久)

3)構造の内容に関する区分 4)材料(本体主部分の材料、表面処理) 5)受付範囲は、呼び径 350 以下

認証区分		製品				
大	中	符号	種類	構造に関する区分		材料区分
給水管	金属管	管 A	ステンレス管	/		/
		管 B	ステンレス製フレキシブル管			
		管 C	銅管			
		管 J	波状ステンレス鋼管			
		管 O	その他の金属管			
	合成樹脂管	管 D	ポリ塩化ビニル管			
		管 E	ポリエチレン管			
		管 F	架橋ポリエチレン管			
		管 G	ポリブデン管			
		管 K	ポリプロピレン管			
	複合管 (金属+樹脂)	管 L	その他の合成樹脂管			
		管 H	硬質ポリ塩化ビニルライニング鋼管			
		管 I	ポリエチレン粉体ライニング鋼管			
		管 M	アルミ三層ポリエチレン管			
		管 N	アルミ三層架橋ポリエチレン管			
管 P	その他の複合管					
給水用具	湯沸器類	A	1.瞬間湯沸器	①一水路(先止め、元止め) ②二水路以上	熱源別 ①電気 ②ヒートポンプでの熱交換 ③熱源複合品 ④その他	
			2.貯湯湯沸器	①一水路(先止め、元止め) ②二水路以上 ③その他		
			3.貯蔵湯沸器	①押し上げ式 ②落とし込み式		
		4.その他の湯沸器	湯沸器類の構造に関する区分による			
	家電機器類	B	1.自動販売機	/		/
			2.ウォータークーラー			
			3.製氷機			
			4.食器洗い機			
			5.洗浄装置付便座			
			6.その他の家電機器()			

認証区分		製品			
大	中	符号	種類	構造に関する区分	材料区分
給水用具	水栓類	C	1.単水栓	①手動式 ②自閉式 ③自動式の違い 多目的用(足の本数で区分) ※飲用使用範囲外のものにおいては種類の後に(飲用外)と記載する。	①青銅 ②黄銅 ③樹脂 ④その他(表面処理等)
			2.湯水混合水栓		
			3.ハンドシャワー水栓 (シャワー付水栓、シャワー専用栓)		
			4.浄水器一体型水栓		
			5.浄水器用水栓		
			6.太陽熱用水栓		
			7.不凍給水栓		
			8.不凍水抜き栓		
			9.その他の水栓		
	ボールタップ類	D	1.ロータンク用ボールタップ	①吐水口空間があるもの ②吐水口空間がないもの [②の場合は種類の後に(吐水口水没形)と記載する。]	
			2.受水槽用ボールタップ		
			3.ボールタップ付ロータンク		
			4.その他のボールタップ()		
	バルブ類	E	1.圧力制御用弁	(例示)減圧弁・逃し弁・安全弁 等	①青銅 ②黄銅 ③SUS ④SCS ⑤鋳鉄 ⑥樹脂 ⑦その他(表面処理等)
			2.開閉制御用弁	(例示)仕切弁・玉形弁・ボール弁・止水栓・アングル弁 等	
3.流量制御用弁			(例示)バタフライ弁・定流量弁・流量センサー・分岐栓 等		
4.管路保護用弁			(例示)空気弁・吸気弁・吸排気弁 等		
5.水位制御用弁			(例示)定水位弁・フロート弁 等		
6.温度制御用弁			(例示)ミキシングバルブ・低温作動弁 等		
7.電磁制御用弁			(例示)電磁弁 等		
8.その他の弁()					
逆流防止装置	F	1.逆止弁	①スプリング式 ②自重式 ③その他		
		2.減圧式逆流防止装置			
		3.バキュームブレーカ	大気圧式		
		4.その他の逆流防止装置()			
継手類	G	1.ねじ込み接合形継手 ※管に対しねじ接合	①一般 ②伸縮・可とう ③波状・フレキシブル	①青銅 ②黄銅 ③SUS ④SCS ⑤鋳鉄 ⑥樹脂 ⑦合成ゴム ⑧その他(表面処理等)	
		2.締め付け接合形継手 ※管に対し締め付けて接合			
		3.ワンタッチ式継手			
		4.その他の接合形継手 ※フランジ・接着・融着 等	※ただし、継手の延長は 3m 以内とし、両端の接合方式が異なる場合は申込者の選択でいずれか一方で区分する。		
洗浄弁	H	1.小便器用洗浄弁	①手動式		
		2.大便器用洗浄弁	②自動式 等の違い		

認証区分		製品			
大	中	符号	種類	構造に関する区分	材料区分
給水用具	水撃緩衝器	I	水撃緩衝器	①気体封入式 ②機械式 ③その他	①青銅 ②黄銅 ③SUS ④SCS ⑤合成ゴム ⑥その他(表面処理等)
	水栓柱	J	1.水栓柱	立上り管の種類 ①ステンレス管 ②塩ビ管・塩ビライニング鋼管 ③ポリ粉体ライニング鋼管 ④その他 ※飲用使用範囲外のものにおいては種類の後に(飲用外)と記載する。	
			2.給水栓付水栓柱		
	メーターユニット類	M	1.メーターユニット 2.メーターバイパスユニット		
	浄水器	W	1.浄水器Ⅰ形 2.浄水器Ⅱ形 (浄水器用水栓との組み合わせ)	活性炭、活性炭+中空糸膜等の濾材別 ※浄水器Ⅰ形の材料区分は、本体耐圧部分のみとする。	①ステンレス ②樹脂 ③その他
	その他	Z	1.ストレーナ		
2.スプリンクラーヘッド					
3.給湯加圧装置					
4.給水補助加圧装置					
5.給湯給水補助加圧装置					
6.貯湯タンク					
7.非常用貯水槽					
8.修理用クランプ					
9.うがい器					
10.その他()					
ユニット製品	配管ユニット	配	配管ユニット	1.パネル等に給水管を組立固定したもの 2.継手と管を組み合わせたもの 3.その他	
	器具ユニット	器	1.大便器 2.小便器 3.シャワーユニット 4.洗面台 5.先髪台 6.浴槽 7.その他()	()には、具体的な種類を記載	

表-2 給水用具等(特別基準)

区分 1)種類(適用) 2)呼び径、構造による区分

認証区分		製品			バリエーション による識別	
大	中	符号	種類	呼び径又は構造区分		
給水管	金属管	特管B	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115	13～25、30～50	SUS304、SUS316
		特管C	水道用銅管	JWWA H 101	10～25、32～50	銅管、被覆銅管
		特管J	水道用波状ステンレス鋼管	JWWA G 119	13～25、30～50	SUS304、SUS316
	複合管	特管 H	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	15～25、32～50、65～80、 100～150	VA、VB、VD
			水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	15～25、32～50、65～80、100	-
		特管 I	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15～25、32～50、65～80、100	PA、PB、PD
給水用具	水栓類	特 C	不凍栓(不凍給水栓、不凍水抜栓、不凍水栓柱、不凍バルブ含む)	JV 10	15～25、32～50、65・75、100	給水栓、水抜栓、水栓柱、バルブ
	バルブ類	特 E	水道用止水栓	JWWA B 108	13～25、30～50	甲型止水栓、ボール止水栓
			水道用ステンレス製ボール止水栓	JWWA B 140	20～25、30～50	-
	逆流防止装置	特 F	水道用逆流防止弁	JWWA B 129	13～25、30～50	単式、複式
			水道用減圧式逆流防止器	JWWA B 134	20～25、30～50、75	-
	継手類	特 G	水道用ステンレス鋼管継手	JWWA G 116	13～25、30～50	伸縮可とう式、プレス式
			水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 141	15～25、32～50、65～80、100	-
			水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150	15～25、32～50、65～80、100	-
			水道用銅管継手	JWWA H 102	10～25、32～50	銅製、青銅铸件
			水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116	13～25、30～50	-
ユニット製品	設備ユニット	特設	水道用直結加圧形ポンプユニット	JWWA B 130	20～25、32～50、75	-

表-3 資機材(特別基準)
 区分 1)用途 2)種類(適用規格)

認証区分		製品				
大	中	用途	符号	種類	規格番号	
水道用資機材	表装用材料	表層用	資 A	水道用液状エポキシ樹脂塗料	JWWA K 135	
		管用	資管 A			
		表層用	資 B	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	JWWA K 138 JWWA K 157	
		管用	資管 B			
		管用	資管 C	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料	JWWA K 139	
		表層用	資 D	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料	JWWA K 143	
		表層用	資 E	水道用コンクリート水槽内面 FRP ライニング材料	JWWA K 149	
		管用	資管 F	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗料	JWWA G 112	
		表層用	資 P	水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料	JWWA K 160	
		表層用	資 G	その他表層材		
	管用	資管 G				
	濾材	濾材		資 H	水道用濾材	JWWA A 103
				資 I	水道用粒状活性炭	JWWA A 114
				資 J	その他の濾材	
	接着剤 シール材 潤滑剤	潤滑油	資 K	水道用ねじ切油剤	JWWA K 137	
		シール材	資 L	水道用耐熱性液状シール材	JWWA K 142	
			資 M	水道用液状シール材	JWWA K 146	
		接着剤	資 N	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101	
			資 O	その他		
	現場薬品 生成装置		資薬 A	水道用次亜塩素酸ナトリウム生成装置		
	その他		資 Z	その他の資機材		

表-4 薬品(技術的基準)
 区分 1)種類(適用規格)

認証区分		製品		
大	中	符号	種類	規格番号
水道用薬品	凝集剤 凝集補助剤 水素イオン調整剤 粉末活性炭 消毒剤 その他	薬 A	水道用アルギン酸ソーダ	JWWA K 103
		薬 B	水道用水酸化カルシウム(水道用消石灰)	JWWA K 107
		薬 C	水道用炭酸ナトリウム(水道用ソーダ灰)	JWWA K 108
		薬 D	水道用メタリン酸ナトリウム	JWWA K 110
		薬 E	水道用ベントナイト	JWWA K 111
		薬 F	水道用粉末活性炭	JWWA K 113
		薬 G	水道用次亜塩素酸ナトリウム	JWWA K 120
		薬 H	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	JWWA K 121
		薬 I	水道用水酸化ナトリウム(水道用液体かせいソーダ)	JWWA K 122
		薬 J	水道用ポリアクリルアミド	JWWA K 126
		薬 K	水道用濃硫酸	JWWA K 134
		薬 L	水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)	JWWA K 154
		薬 M	水道用硫酸アルミニウム(水道用硫酸バンド)	JWWA K 155
		薬 N	水道用ポリシリカ鉄	JWWA K 159
薬 Z	その他の薬品			